

## 特定非営利活動法人 たすけあいあさひ

### 職員給与・役員報酬の支給に関する規程

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人たすけあいあさひ就業規則に基づき、職員の給与の支給に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で「給与」とは給料、時間外勤務手当、通勤手当をいう。

(支払の原則)

第3条 給与は通貨で直接本人に支払うことを原則とする。支払い方法は、本人口座への銀行振り込み、または、手渡しとする。

#### 第2章 給料

(給料)

第4条 給料は、別に定める正規の勤務時間による報酬であって、時間外勤務手当、通勤手当を除いたものとする。

2 給料は以下の2つの種別となり、本人の希望に基づきいずれかの方法で支払う。

イ) 月給 (月単位で支払う方法)

・基本を1ヶ月 185,000 円以上とし、役職、勤務形態、業務件数、役割、資格等を考慮して、各職員の給料額は理事会で検討し決定する。

ロ) 時給 (時間単位で支払う方法)

・基本を1時間 1,152 円以上とし、業務内容、資格等を考慮して、各職員の給料は、理事会で検討し決定する。

3 新たに採用した者に対する試用期間中 (3カ月間) の給料は、代表理事が決定する。

(時間外勤務手当)

第5条 時間外及び休日労働の割増賃金は、労働基準法どおり支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は自宅より公共交通機関の利用を前提にして計算される額を支給する。

(昇給)

第7条 職員の昇給については、理事会で検討し決定する。

(支給日)

第8条 給料は、毎月、月末に締め切り翌30日に支払う。ただし支払いが休日に当たるときはその前日を支払日とする。

(計算期間)

第9条 給料の計算期間は毎月1日より月末までとする。

(月の途中で給料に変更があった場合の取り扱い)

第10条 諸手当の変更、役務の任免等により月の途中で給料に変更があった場合は、新

旧給料を各々日割計算してその合計額を支給する。

(休職期間中の給料)

第11条 休職期間中の給料は支給しない。但し、休職事由に変更があった場合は、新旧給料を各々日割計算してその合計額を支給する。

(年次有給休暇および諸休暇中の給料)

第12条 年次有給休暇の期間の給料は、法定通りとする。

(傷病欠勤中の給料)

第13条 負傷または疾病のため引き続いて欠勤したときの給料については支払わない。

(私時欠勤の場合の給料)

第14条 私事のため欠勤したときは、給料及び諸手当を日割・時間割計算によって控除する。

(出勤停止を命ぜられた場合の給料)

第15条 懲戒により出勤停止を命じられたときは給料を支給しない。

(試用期間中の者の給料) 第6条 通勤手当は自宅より公共交通機関の利用を前提にして計算される額を支給する。

第16条 試用の者の給料は代表理事が、決定し支給する。

2 試用の者が月の中途で退職または死亡したときの手当および給料は出勤日数により支給する。

3 傷病欠勤中の給料は支給しない。

4 私事欠勤中の給料は支給しない。

(給料よりの控除)

第17条 次の各号の金額は本人との話し合いの上で給料より控除する。

(1) 所得税

(2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料および雇用保険料

(3) 住民税

### 第3章 役員報酬

(役員報酬)

第18条 たすけあいあさひは、理事代表者給与を役員報酬とみなし、その額は理事会で検討し決定する。

### 第4章 退職金

(退職金)

第19条 退職金については、加入中小企業退職金共済により支給する。

附則：この規程は、2023年6月1日から施行する。